

# 『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正について

平成 29 年 2 月 9 日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

本協会では平成 27 年 11 月 2 日より、社債の取引情報の発表制度（以下「発表制度」という。）を開始しているところである。

発表制度については、社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめた「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」において、「社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも 1 年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行う」こととされている。

今般、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループにおいて、社債の流動性に与える影響等について検証を行い、見直しの検討を行った結果、複数格付けの取得という基準により、一部の高格付銘柄が社債の取引情報の発表対象から除外されていることに市場関係者が違和感を有しているとの意見を受け、複数格付けの取得要件の撤廃について合意を得たことから、発表対象銘柄に係る複数格付けの取得の基準について見直しを行うこととする。

## II. 改正の骨子

発表対象の社債の要件のうち、「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」を要件から外すこととする。

（『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 1 項第 1 号、「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」 2.（1）、  
10.（1））

## III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部（TEL 03-3667-8456）

**『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則  
の一部改正について**

平成 29 年 2 月 9 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(社債の取引情報の発表)</b>  <b>第 7 条</b> 規則第11条の3の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>1 発表対象の社債            発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であるものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p align="center">( 削        る )</p> <p align="center">( 削        る )</p> <p>2～4 ( 現行どおり )</p> <p align="center"><b>付        則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p><b>(社債の取引情報の発表)</b>  <b>第 7 条</b> ( 同        左 )</p> <p>1 ( 同        左 )            発表対象の社債は、<u>次に掲げる全ての要件を満たすものとする</u>。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</p> <p>イ <u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u></p> <p>ロ <u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u></p> <p>2～4 ( 省        略 )</p>

「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の一部改正について

平成 29 年 2 月 9 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>2. 発表対象の社債及び取引</b>            発表対象の社債及び取引は、規則第11条の2に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。</p> <p><b>(1) 発表対象の社債</b>            発表対象の社債は、<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上である（以下「発表基準」という。）</u>ものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。            ( 削 る )            ( 削 る )</p> <p>(注1) ( 現行どおり )            (注2) 「銘柄格付」とは、信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。</p> <p><b>10. 発表中止の取扱い</b>  <b>(1) 発表中止基準</b>            発表基準を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。</p> <p><u>(注)</u> 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。            ( 削 る )</p>	<p><b>2. 発表対象の社債及び取引</b>            ( 同 左 )</p> <p><b>(1) 発表対象の社債</b>            発表対象の社債は、<u>次に掲げる全ての要件（以下「発表基準」という。）を満たすものとする。</u>ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。            ① <u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u>            ② <u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u></p> <p>(注1) ( 省 略 )            (注2) 「銘柄格付」<u>及び「発行体格付」とは、いずれも信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。</u></p> <p><b>10. 発表中止の取扱い</b>  <b>(1) 発表中止基準</b>            発表基準のうち、「<u>当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること</u>」を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。  <u>(注1)</u> 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。  <u>(注2)</u> 発表基準のうち「<u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u>」を満たさなくなった場合は、発表中止は行わない。</p>

新	旧
<p data-bbox="411 309 561 342" style="text-align: center;">付 則</p> <p data-bbox="204 387 778 454">この改正は、本協会が別に定める日から 施行する。</p>	